

岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議専門部会設置要綱（案）

（目的）

第1 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の支援に係る具体的方策を検討するため、岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議設置要綱第3第2項の規定に基づき、岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議（以下「推進会議」という）に専門部会を設置する。

（組織）

第2 次のとおり専門部会を設置する。

名称	所掌事項
保育・教育部会	(1) 医療的ケア児等の保育体制の充実について (2) 医療的ケア児等の教育体制の充実について

（委員）

第3 専門部会の委員は、推進会議委員又はその所属機関の職員から岩手県保健福祉部長が委嘱する。

2 専門部会委員の任期は、委嘱の日から推進会議委員の任期満了の日までの間とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集）

第4 専門部会は、必要に応じて開催するものとし、事務局が招集する。

2 事務局は、必要に応じ、専門部会の委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第5 次のとおり専門部会に係る事務局を設置する。

名称	担当室課
保育・教育部会	保健福祉部障がい保健福祉課（総括）及び子ども子育て支援室（保育）並びに教育委員会事務局学校教育課（教育）

（庶務）

第6 専門部会の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。